

## コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
銀行法施行令等関係		
受信者合算の範囲について		
1	最終親事業会社向けへの与信はなく、その子会社（複数）のみへ与信を行っている場合、それら子会社の与信を合算して、企業グループ向け与信として管理を行う必要があると考えてよいか。	ある法人等（改正銀行法施行令第四条第一項第一号ロに規定する法人等をいう。以下同じ。）が複数の合算子法人等（改正銀行法施行令第四条第二項に規定する合算子法人等をいう。以下同じ。）を有している場合であって、銀行が当該法人等には信用の供与等を行っておらず、当該複数の合算子法人等にのみ信用の供与等を行っている場合であっても、当該複数の合算子法人等の間には、一方を同一人自身（改正銀行法施行令第四条第一項柱書きに規定する同一人自身をいう。以下同じ。）とした場合に他方が同項第一号ハに規定する者に該当する関係があるため、当該複数の合算子法人等に対する信用の供与等は合算して管理をする必要があります。
2	会社法および金商法上、連結決算が求められていない企業については、現行の合算範囲（議決権 50%超支配関係にある子会社・親会社・兄弟会社等）と同様であると考えてよいか。	当該企業、当該企業を合算子法人等とする法人等、当該企業の合算子法人等、改正銀行法施行令第四条第一項第一号トに該当する者が、受信者連結基準法人等（改正銀行法施行令第四条第二項第一号に規定する受信者連結基準法人等をいう。以下同じ。）でない場合は、現行制度の合算範囲と同様と考えられます。
3	経営者個人が他の企業の議決権の過半数を保有しているかどうかについてまで、確認する必要はないと考えてよいか。	ある個人が複数の企業の議決権の過半数を保有し、当該複数の企業が改正銀行法施行令第四条第一項第一号ホ、ヘ又は同号トに該当する場合、当該複数の企業に対する信用の供与等について合算して管理をする必要があります。なお、この点は現行制度と同様です。
4	「百分の五十を超える議決権を保有するもの」については、一族で 50%超保有している場合、一個人の保有が 50%未満であれば、対象外と考えてよいか。	原則として貴見のとおりと考えられますが、実質的に同一の者の支配となっている場合等、規制の潜脱となっていないかに留意が必要です。

5	「合算子法人等」には、100%出資している SPC 等で、倒産隔離されている非連結子会社は含まれるか。	ある法人等が、他の法人等（受信者連結基準法人等に限る。）に意思決定機関を支配されている場合又は他の法人等に議決権を過半数保有されている場合、当該法人等は受信者連結基準法人等又は当該他の法人等の合算子法人等となり、受信者連結基準法人等に対する信用の供与等と当該法人等に対する信用の供与等とは合算して管理する必要があります。 なお、当該法人等が合算関連法人等（改正銀行法施行令第四条第三項に規定する合算関連法人等をいう。以下同じ。）に該当する場合であって、改正銀行法施行規則第十三条の十一第二項柱書きに規定する金融庁長官が定める者に該当する場合は、当該法人等に対する信用の供与等は合算して管理する必要はありません。	
6	与信側の合算対象である子法人等の範囲について、銀行が 100%出資している子会社（SPC 等）で、連結していない場合は、合算が必要か。		
7	受信者側合算の範囲について、実質支配力基準にもとづき、子会社または関連会社としている「投資事業組合」は、施行規則十三条の十に該当し、合算対象となるとの理解でよいか。		
8	受信先グループに責任財産が限定された子会社・関連会社がある場合には、受信側合算範囲から除外し、単体企業への信用供与としての取扱いが認められると考えてよいか。		
9	SPC 等を介在させた不動産等の証券化スキームに基づくアセットファイナンスや、インフラ案件を中心としたプロジェクトファイナンスでは、原資産やプロジェクトから創出されるキャッシュフローを基にファイナンスが供与され、デフォルト時にはレンダーがステップインする権利を有しており、また、スポンサーやオリジネーターの倒産から隔離されている。これらノンリコースローンはスポンサーの出資比率に因らず、アセットリスクごとの信用判断とし、合算範囲外となることを確認させて頂きたい。		SPC 等が出資元、オリジネーター等の合算子法人等に該当する場合、原則としてそれらの者に対する信用の供与等の額と SPC 等に対する信用の供与等の額を合算して管理する必要があると考えられます。
10	SPC が受信者となる場合、SPC の出資元への与信との合算は不要との理解でよいか。		
11	証券化商品のオリジネーターは、信用供与の対象外という認識でよいか。		
12	住宅金融支援機構 MBS のようなデュアルリコース型の商品は、裏付資産がデフォルトした場合に発行体から投資家に補填がなされる。商品性としては発行体と特別目的事業体は独立したものであるが、発行体が補		

	<p>填することをもって、裏付資産のデフォルトが発行体に影響を与えると捉え、信用供与の合算が必要になるのか。</p>	
13	<p>投資信託受益証券等の購入は、運用委託会社の親法人等と合算する必要はないとの理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>貴見のとおりと考えられます。</p>
14	<p>子法人等及び関連法人等とは、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第八条における子会社及び関連会社の範囲と同義であるとの理解でよろしいでしょうか。また、受信者側が提出した連結財務諸表をもとに子会社及び関連会社の範囲を判断するとの理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>銀行法において、子法人等とは銀行法施行令第四条の二第二項に規定する者を、関連法人等とは同条第三項に規定する者を、合算子法人等とは改正銀行法施行令第四条第二項に規定する者を、合算関連法人等とは同条第三項に規定する者を指します。</p> <p>なお、現行制度と同様、同一人（銀行法第十三条第一項に規定する同一人をいう。以下同じ。）の範囲については、公開情報のほか信用の供与等を行っている先に対するヒアリング等により特定する必要があると考えられます。</p>
15	<p>同一人自身が会社であり、わが国を含む世界の複数の株式市場に上場している場合、受信合算対象者の範囲の判断にあたり参照する計算書類等は、原則、わが国市場において開示されている計算書類等との理解でよいか。</p>	<p>貴見のとおりと考えられます。</p>
16	<p>二以上の同一人自身の関連法人であり、他の同一人自身の形式子会社・子法人に該当しない者は、二以上の同一人自身それぞれの受信者グループとして合算すると考えてよいか。</p>	<p>ある法人等が二以上の同一人自身の合算関連法人等に該当する場合、二以上の同一人自身がそれぞれ保有する当該法人等の議決権比率の大小にかかわらず、当該法人等に対する信用の供与等の額を当該二以上の同一人自身に対する信用の供与等と、それぞれ合算して管理する必要があります。</p>
17	<p>大口信用を受信する企業グループの合算範囲について、従来は持株基準による親子関係のみとされていたが、改正案では実質支配力基準・実質影響力基準に基づき、子法人及び関連法人等に拡大することが検討されている。非連結子会社及び関連法人等の取り扱いは、諸外国でも定量面、定性面を総合的に判断して合算要否が定められている。今般の改正案では、会計基準上の持分法適用範囲を意識した条文案が提示されているが、改正後は、会計基準上の持分法適用会社は常に関連法人等に認定される</p>	<p>なお、ある法人等が他の法人等（受信者連結基準法人等に限る。）の関連会社（連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（以下「連結財規」という。）第二条第七号に規定する関連会社をいう。）に該当する場合は、原則として、当該法人等は当該他の法人等の合算関連法人等に該当すると考えられます（改正銀行法施行令第四条第三項、改正銀行法施行規則第十三条の十一第二項第一号）。</p>

	<p>のかという点を確認させて頂きたい。加えて、関連法人として合算される受信額は、当該関連会社受信額の親会社出資持分相当に限定される、または、出資比率に拘らず、当該関連会社に対する信用補完の割合に準じる、という措置が図られるべきと考えるが、合わせて確認させて頂きたい。</p>	<p>また、ある法人等が他の法人等の非連結子会社（連結財規第二条第六号に規定する非連結子会社をいう。）に該当する場合であっても、子会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第八条第三項に規定する子会社をいう。）に該当する以上は、原則として、当該法人等は当該他の法人等の合算子法人等に該当すると考えられます（改正銀行法施行令第四条第二項、改正銀行法施行規則第十三条の十一第一項第一号）。</p>
18	<p>受信者が複数の企業グループの関連会社となっている場合（例：Aグループの議決権比率30%、Bグループの同比率20%）には、受信者グループの範囲の設定に関して、合算関連法人等から除かれるのか。関連会社のうち、他のグループの子会社となっている場合は、合算関連法人等から除かれると明記してあるが、JV形態のように複数グループの関連会社となっている場合の取扱いが不明なため、確認したい。</p>	
19	<p>最終親事業会社の与信を合算する際に、上場している関連会社を対象外とした場合、その関連会社の子会社・関連会社は最終親事業会社の合算対象とならないと考えてよいか。</p> <p>また、上場している関連会社の子会社・関連会社が、最終親事業会社の関連会社に該当する場合には、合算対象になると考えてよいか。</p>	<p>同一人に対する信用の供与等を管理するにあたって、同一人自身の合算関連法人等の合算子法人等に対する信用の供与等は、当該合算関連法人等が上場しているか否かにかかわらず、当該同一人に対する信用の供与等に該当しません。</p> <p>ただし、当該合算関連法人等の合算子法人等自身が同一人自身の合算子法人等又は合算関連法人等に該当する場合は、改正銀行法施行規則第十三条の十一第二項柱書きに規定する金融庁長官が定める者に該当する合算関連法人等でない限り、原則として、当該同一人に対する信用の供与等の対象とする必要があります。</p>
20	<p>合算関連法人等から除かれるものとして「連鎖的に破綻する見込みがないことが明らかである者」として具体的に想定される事案を明示いただきたい。</p>	<p>「連鎖的に破綻する見込みがないことが明らかである者」とは、同一人自身の信用不安時に適時に他者から資金調達等を行うことにより、財務上の問題又は連鎖破綻を回避できることが明らかな者などが考えられます。なお、当該判断を行うにあたって当局に対する承認等の手続は不要です。</p>
21	<p>金融庁告示第1条第1項第5号および同条第2項第4号では、合算関連法人等から除かれる者として「連鎖的に破綻する見込みがないことが明</p>	

	<p>らかである者」が規定されている。</p> <p>これは、銀行法施行令第4条第3項に規定する合算関連法人等が他の受信合算対象者と経済的依存関係が極端に弱く、他の受信合算対象者の破綻が当該合算関連法人等に伝播しないことが明らかな場合には、事前に当局の承認を得なくとも当該合算関連法人等を合算関連法人等から除くことができるとの理解で良いか。</p>	
22	<p>規制上、受信側合算対象とすべき連結対象関連会社は、公開情報である「有価証券報告書」等で把握可能な会社に限定され则认为てよいか。</p>	<p>現行制度と同様、同一人の範囲については、公開情報のほか信用の供与等を行っている先に対するヒアリング等により特定する必要があると考えます。</p>
23	<p>改正案において「合算関連法人等」とされている「関連会社」は、一般に公開されている情報ではない。公開情報として有価証券報告書による開示が行われている企業においては、持分法適用関連会社が掲載されている場合があるが、関連会社向け投資について連結財務諸表に重要な影響を与えない場合には持分法の適用会社としないことができる（企業会計基準第16号「持分法に関する会計基準 6」）ものとされていることから非公開としている関連会社も想定され、また、個別名称を掲載せず持分法適用関連会社の社数の表示に留まる場合もある。</p> <p>このことから、「合算関連法人等」となる「関連会社」については、直接に債務者から情報が得られる場合を除き、「有価証券報告書に名称が記載されている持分法適用関連会社」を把握して管理することが、該当性の根拠が明確な資料に基づくものとして合理的な方法と考えられるが、こうした運営で差支えないか、ご教示願いたい。</p>	
24	<p>与信対象のグループを判定するに当たって、今回導入された「受信者連結基準法人等」なる概念について、「連結財務諸表提出会社」とあるが、銀行等金融機関が債務者に信用の供与を行うに際して不十分で</p>	

	ある。有価証券報告書を作成している会社の場合であっても、その企業の連結子会社、持分法適用関連会社を網羅的に開示している保証はないからである。よって、グループ範囲を確定する場合の判断方法は、「直近の決算期における有価証券報告書上確認できる子会社・関連会社」に限定するなど、範囲の明示が必要である。	
25	今般、パブリックコメントに付されている銀行法政令案等において、外国政府・中央銀行(以下、「外国政府等」という。)による議決権の保有が百分の五十を超える会社(以下、「国有企業」という。)については、外国政府等との信用供与等の合算対象外であると理解しているがよいか。また、二以上の国有企業同士も、合算対象外であると理解しているがよいか。	貴見のとおりと考えますが、明確化のために、改正銀行法施行令第四条第一項第一号ホの規定を修正いたします。 なお、国有企業が他の法人を合算子法人等又は合算関連法人等としている場合、当該国有企業に対する信用の供与等と当該他の法人に対する信用の供与等は合算して管理をする必要があります。
26	銀行法施行規則第13条の11第2項の規定により合算関連法人から一部の者を除外しているのは国際議論等を踏まえての対応と推察するが、かかる趣旨であれば当該除外は受信合算対象者の範囲を画する場面に対してのみかけるべきではないか。	ご指摘を踏まえ、改正銀行法施行規則第十三条の十一第二項柱書きの規定を修正いたします。
信用の供与等の範囲について		
27	その他の証券勘定については、改正案第14条3で外国法人の発行するものとあり、また同条4-8で外国法人の発行するものを除くとあるが、つまり、その他の証券勘定は国内、国外全て計上するとの認識でよいか。	貴見のとおりと考えられます。
28	改正案第14条第4項第9号の外国為替勘定とは、「外国他店預け」、「外国他店貸し」、「買入外国為替」、「取立外国為替」という認識でよいか。	貴見のとおりと考えられます。
29	外為証拠金取引の信託保全(顧客から預かったFX証拠金をFX業者の資産と分けて管理するため、信託銀行等と信託契約を締結し、当該証拠金をその信託口座にて分別管理するもの)は規制対象となるか。	当該証拠金については信用の供与等として取り扱うこととなります。 なお、法令上の義務に基づき信用の供与等を行うことによる信用の供与等の限度額超過については、個別具体的な事案によっては承認の対象となり得るものと考えられます。

30	大口信用供与規制についてですが、ジャパンオフショアマーケットに分類される取引ではこちらの規制は対象になるのでしょうか？ 規制される対象の通貨は円のみでしょうか？それとも全通貨になるのでしょうか？	改正銀行法施行規則第十四条各項に規定するものについては、信用の供与等として取り扱うこととなります。 なお、対象通貨は円に限りません。
31	CDS のプロテクション売りによる参照債権に対する信用エクスポージャーは、オフバランスとして規制対象になると考えてよいか。	CDS 等の参照債権に対する信用の供与等の額の算出については、平成十八年金融庁告示第十九号（以下「自己資本比率告示」という。）の規定に従い、与信相当額を算出し、信用の供与等として取り扱うこととなります。
32	特定取引勘定（資産および負債サイド）で保有するデリバティブに係る発行体リスクに関しては、本規制上の信用の供与等の額の計算対象にならないという理解でよいか。	
33	「信用の供与」の範囲について、金銭債権以外の有価証券の消費貸借契約による貸渡や担保提供は、貸渡先・担保提供先への「信用の供与等」に含まれるか。	有価証券の貸付・担保提供等については、自己資本比率告示の規定に従って与信相当額を算出し、信用の供与等として取り扱うこととなります。
34	「自己資本比率告示第七十八条第一項の表の零の項の中欄一に掲げる取引」（任意の時期に無条件で取消し可能なコミットメント又は相手方の信用状態が悪化した場合に自動的に取消可能なコミットメント。以下「取消し可能コミットメント」という。）には当座貸越約定に基づく取引は含まれるのか。	当座貸越取引のうち、本規制における信用の供与等に該当する取引は、自己資本比率告示において、エクスポージャーとして把握すべき取引と同様のものになると考えられます。また、自己資本比率告示第七十八条第一項の表の零の項の中欄一に掲げる取引に係る掛目が百分の十とされているのは（合算関連法人等から除かれる者として金融庁長官が定める者等を定める告示（以下「新告示」という。）第四条第二項）、国際議論の結果と平仄を合わせたこと等によるものです。自己資本比率告示第七十八条第一項の表の零の項以外に記載されているコミットメントについては、自己資本比率告示の規定により算出される与信相当額が信用の供与等の額となります。 なお、実行済みの額については、貸借対照表計上額を信用の供与等として取り扱うこととなり、未実行の部分については、上記により算出した額を信用の供与等として取り扱うこととなります。
35	オフ・バランス取引に係る信用の供与等の額の算出方法について請求書方式の当座貸越契約に係る自己資本比率告示第 78 条第 1 項の表の零の項の中欄一に掲げる取引の取扱い（新告示第 4 条第 2 項）「請求書方式の当座貸越契約（当方が顧客からの請求の都度審査を行い、拒絶することができる当座貸越契約）」は、自己資本比率告示第 78 条第 1 項の表の零の項の中欄一に掲げる「任意の時期に無条件で取消し可能なコミットメント」に該当するとの認識で相違ないか。	
36	「任意の時期に無条件で取消し可能なコミットメント」又は「相手方の	

	信用状態が悪化した場合に自動的に取消し可能なコミットメント」の掛目を10%とした趣旨を明示いただきたい。	
37	コミットメント契約の信用供与額の算出について、実行済みの部分は実額を計上し、未実行の部分は自己資本比率告示第78条第1項の表に基づき算出するという理解でよいか。	
38	<p>わが国のコミットメントライン（以下、コミライン）の法解釈を巡っては、現行の大口信用規制の基となっている1998年の銀行法改正の翌年、1999年の「特定融資枠契約に関する法律」の制定を経て明確になったこともあり、今回改めて規制対象に含めるという点に異議は無い。しかしながら、コミラインの設定理由は企業によって異なっており、例えば定常的な運転資金需要のために設定する企業もあれば、非常時のコマーシャルペーパーのバックアップラインとして、平時は一切引き出しを前提としない企業もある。金融機関側もその設定理由により、コミラインの与信について異なった捉え方をしていると考えられる。</p> <p>規制においても、一様にコミラインの未使用額について、同率の掛け目を使用して信用供与額に参入するのは、過度に保守的で実態にそぐわないと考える。この点、短期のコミラインは掛け目を小さくする、また信用悪化時に与信側が取り消し可能なコミラインは適用除外とする等、諸外国の取り扱いには各種例外規定が存在することから、わが国においても実態に沿うよう低リスクのコミラインについては適用除外とすることを検討願いたい。</p>	
39	A銀行は、B企業に融資を行い、当該融資を同日に自己信託したうえで、これにより取得する信託受益権を同じく同日に第三者であるC金融機関を含む複数の金融機関に全額譲渡した場合、A銀行の貸借対照表において、A銀行のB企業に対する融資は貸出金勘定に計上されず、また、A	A銀行において、改正銀行法施行令第四条第六項各号に規定する信用の供与等に該当するものがない場合は、貴見のとおりと考えられます。

	銀行が取得する信託受益権も譲渡されるため買入金銭債権勘定にも計上されないことから、銀行法第13条第1項本文に規定するA銀行のB企業に対する信用の供与等の額はゼロと考えてよいか。	
40	改正案では「現金預け金勘定のうち預け金勘定」を信用供与等の範囲に含めることとしており、当座預け金や普通預け金などの要求払預金についても規制の対象になると理解している。その場合、大口信用供与等規制の趣旨からは、資金決済に係る日中またはオーバーナイト（1日または土日祝日等をまたがる場合は数日）という短期のエクスポージャーに関しては対象外とすべきと思われるので、改正案でその点明記して頂きたい。なお、短期のエクスポージャーについて対象外と認められない場合は、預金業務を行っていないため他の金融機関に決済口座を開設せざるを得ない等の事情がある銀行においては、顧客による大口の資金移動等がある場合には、日中は入金があった瞬間に必ず当該入出金口座を開設している銀行への預け金残高が信用供与等の限度額を超過することになり、また、当該入出金のタイミング次第ではやむを得ずオーバーナイトで預け金残高が信用供与等の限度額を超過することになる。このようなやむを得ない理由により、預け金の残高が一時的に（日中または1日以上）信用供与等の限度額を超過する際には、事前又は事後の適用除外申請を必要としない運用をお願いしたい。一律の対応が困難な場合でも、やむを得ず短期間信用供与の限度額が超過することがありうる事情をご勘案頂き、銀行毎の業務内容に応じて柔軟な対応をご相談させて頂けるようお願いしたい。	今回の信用の供与等の範囲にかかる改正は、平成25年金融審議会「金融システム安定等に資する銀行規制等の在り方に関するワーキング・グループ」（以下「WG」という。）の議論や国際基準において、原則としてオン・バランス取引及びオフ・バランス取引の全ての取引を規制対象とするとの議論を踏まえたものであり、WGの議論や国際議論の中で規制の対象外とされた信用の供与等（インターバンク取引のうち日中取引）や、国際議論が継続されることとなった一部の信用の供与等（適格中央清算機関向けの清算業務に係るもの、コール・ローン）に該当せず、自己資本比率規制上の信用リスク・アセット額を算出することを要する取引は、信用の供与等として取り扱うものであると考えられます。なお、個別具体的な事案によっては信用の供与等の限度額超過に伴う承認の対象となり得るものと考えられます。また、デリバティブ取引に係る担保の提供については、負の再構築コストの控除が可能となるよう規定を修正いたします。
41	「預け金勘定」に該当するもののうち、他行への決済性預金（普通預金・当座預金）、外国為替取引に係るコルレス先に対する預け金（「外国他店預け勘定」として計理。）については、計算対象から除外していただき	

	<p>い。当該預け金は円滑・確実・安全な決済業務の遂行に当たって不可避免的に発生し重要な機能を果たすものであるが、期間に定めがなく、任意の時期に預入側の意向で移動・引出が可能な預金であり、流動性が極めて高く、エクスポージャーの発生解消が短期であることから、与信リスクはごく限定的なものであって、信用供与等限度額規制の観点からの管理の必要性は小さいものと考えられる。</p> <p>仮に、決済性預金すべてを計算対象から除外することは妥当ではないとされる場合、決済性預金の残高の一時的影響で信用供与等限度額を超過する状況となったが5営業日以内に解消された場合については、決済業務の遂行に伴うごく短期のエクスポージャーの発生解消事象として、規制対象とされるべき超過状態には該当しないものとして取り扱うこととしていただきたい。</p>	
42	<p>銀行法施行規則第十四条第4項第一号及び第九号について決済及び送金のため一時的（概ね2営業日以内）に滞留する預け金及び外国為替勘定は、大口信用供与等規制対象資産とする必要はないとの理解でよろしいでしょうか。</p>	
43	<p>資産側の「先物取引差金勘定」は、評価損相当分の値洗差金を支払いした際に計上する勘定であり、相手方への信用供与には該当しないものと考えられるため、追加対象外とすべきである。</p>	
44	<p>平成26年7月3日公表の「金融商品取引業等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令（案）」第123条第1項第21の6号ニでは、預託等を受けた証拠金を非清算店頭デリバティブ取引の相手方が当該取引に係る債務を履行しないときに遅滞なく利用することができ、かつ、当該証拠金の預託等を受けた金融商品取引業者等に一括清算事由又はこれに類する事由が生じた場合に当該相手方に当該証拠金が返還されるよう、</p>	

	<p>信託の設定その他の方法により管理することが求められている。</p> <p>このことを踏まえ、当該証拠金として代用有価証券を充てる場合について、「銀行法施行令第四条第十三項第四号並びに銀行法施行規則第十三条の十一第二項、第十四条第二項及び第四項、第十四条の二第一項並びに第十四条の四第一号及び第二号の規定に基づき、合算関連法人等から除かれるものとして金融庁長官が定める件」第3条第1号及び「銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準」第78条第百の項によると「有価証券による担保の提供」として信用の供与等の額に含まれることとなるが、担保の提供に際して上記の「信託の設定その他の方法」により保全管理される場合には、与信リスクはごく小さいものと考えられることから信用の供与等の額の計算対象から除外していただきたい。</p>	
45	<p>コール・ローン勘定のみ当分の間適用除外であり、債券レポ等の他の短期与信に関する勘定科目についても同様の対応とならない理由を明示頂きたい。</p>	
46	<p>信託勘定の資金を信託勘定借により当行の固有勘定に受け入れる際、他行に開設した預金口座等を利用する場合があるが、預け金勘定の残高もそれに伴って変動することとなる。当該預け金勘定の残高の変動分については、委託者（受益者）のみの意向で生じる性格のものであり、当行が与信行為として行っているものではない。当行の与信としてカウントすることは制度趣旨に合わないと思われるので、規制の対象外とするため、信用供与等の額から控除すべきである。</p>	
47	<p>以下の場合について、信用供与等の額の計算の対象から除外すること、あるいは、そうした事象については超過として取り扱わないこと、を明</p>	

<p>確化していただく等の措置をお願いしたい。</p> <p>1. ISDA・CSA 契約（現金又は日本国債担保）に基づくデリバティブ取引の評価額に関し、マーケット変動によりマージンコールを通知してから請求期間中の数日間等において信用供「与等限度額を超過する場合は想定されるが、このような予め短期に治癒することが判明している状況の場合</p> <p>2. マージンコール等の担保請求手続期間のごく短期の担保不足を回避すべく、ISDA・CSA 契約に基づくインディペンデント・アマウントの概念があるが、当事者双方の金融機関が与信額の発生を回避する目的でインディペンデント・アマウントを要求し合えば、結果として規制金額計算上は相殺されてしまう。このような担保請求期間中の数日間の（予め治癒が判明している）担保不足が発生する場合</p> <p>また、仮に、全体についてそうした措置が困難な場合、短期で解消されるエクスポージャーの基準として5営業日で治癒することが判明している状況について、信用供与等の額の計算の対象から除外すること、あるいは、そうした事象については超過として取り扱わないこと、をお願いしたい。</p>	
---	--

48	<p>銀行法施行規則案第14条第4項第7号（金銭の信託）、第8号（有価証券勘定のうちその他証券勘定）に計上されるものについて、その範囲が不明確である。例えば世の中に存在する金融商品のうち、「リパッケージ債」や「特定金銭信託」、「証券投資信託」のように、債務名義人はSPCや信託銀行の信託口となっているケースがある。今般の規定は「中身」ではなく「債務名義人」で読む形となっているが、規制の趣旨に照らすなら、バーゼル規制上の「ルックスルー」の規定を準用するのが筋である（但し実務上は「ルックスルー」を行い債務者ごとに名寄せをすることは極めて困難である）。従って、これらについては今般の規制対象から除外し、改めて規制の在り方を検討すべきである。</p>	<p>いわゆる「ルックスルー」については、今後、実務面での対応等を考慮しつつ、導入についての検討を継続する予定としております。</p>
<p>信用の供与等の額の算出手法について</p>		
49	<p>「信用の供与等の額は、自己資本比率告示の規定により算出される与信相当とする」とありますが、オフバランス取引の信用の供与等の額にはCVA相当分を含まないとの理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>貴見のとおりと考えられます。</p>
50	<p>「当該取引に係る想定元本額」には、当該取引に係る貸出金として貸借対照表に計上された額は含まれないという理解でよいか。</p>	<p>貸借対照表に計上された額については改正銀行法施行規則第十四条第一項第三号により当該計上額を信用の供与等の額として認識し、新告示第四条各項に定めるオフ・バランス取引にかかる信用の供与等の額の算出にあたって、再度、当該貸借対照表計上額を含める必要はありません。</p>
51	<p>デリバティブの与信額は、グループ各行が採用する測定手法で計上するものと考えてよいか。</p> <p>例えば、システム上の制約がある場合、カレントエクスポージャーとオリジナルエクスポージャーの混在やそれらの単純合算も認められるものと考えてよいか。</p>	<p>オフ・バランス取引の信用の供与等の額については、当該取引に係る想定元本額を信用の供与等として取り扱うこととなりますが、想定元本額の算出にあたっては、各行が自己資本比率を算出するにあたって採用する手法による算出が認められるものと考えられます。</p> <p>なお、自己資本比率を算出するにあたってグループ内で異なる手法を採用している場合、手法を統一して想定元本額を算出する必要はありません。</p>
52	<p>オフバランス取引の信用供与の額は自己資本比率告示に定める与信相当額とされていますが、それは各行が採用した自己資本比率の算出手法に</p>	<p>（この項目は51番目の回答と重複する内容のため、ここでは省略します）</p>

	従うのでしょうか？例えば、コミットメントラインの空枠については標準的手法では原契約の期間に応じて、掛目が20%または50%となり、内部格付手法では75%となりますが、同じ取引であっても採用手法により信用供与の額は異なることになるのでしょうか？	
53	信用供与の計上額については、特に断りがない場合は簿価という理解でよいか。	特に関係法令において規定がない場合は貸借対照表に計上される額が信用の供与等の額になるものと考えられます。
54	その他有価証券勘定の信用供与の額は、貸借対象表計上額（但し、含み益を除く）ベースと理解しており、時価が簿価を下回る場合においては、時価を信用供与の額とすることで問題ないか、念のため確認したい。	株式、その他の有価証券については、貸借対照表の有価証券勘定等に計上される額が信用の供与等の額になるものと考えられます。 なお、改正銀行法施行規則第十四条の二第一項各号に掲げる額については、当該貸借対照表計上額から控除することが可能です。
55	信用供与等の額から控除される額の計算において、「有価証券の帳簿価額」については、以下の理解で相違ないか、ご教示いただきたい。 1. 株式 取得原価（もしくは、減損処理後価格） 2. その他の有価証券 償却原価法による評価調整後の取得原価（但し、貸借対照表計上額が帳簿価額を下回る場合には、差額調整を行わない貸借対照表計上額） また、期中に使用する帳簿価格は、前期末若しくは前半期末に確定する帳簿価格に期中で取得ないし償還、売却したものの帳簿価格に相当する価格の加減で計算することで良いか、ご教示いただきたい。	「帳簿価額」（改正銀行法施行規則第十四条の二第一項第三号に規定する帳簿価額をいう。）の取り扱いについては、「金融商品会計に関する実務指針」（会計制度委員会報告第14号）に規定される帳簿価額と同様と考えられます。 なお、期中の取り扱いについては、ご指摘の方法で差し支えないと考えられます。
信用の供与等の額から控除して計算するものについて		
56	ジニーメイ、KfW等の政府保証付債券を担保とする額については、告示第七条第一項第四号「第五条各号に掲げる者が債務の保証を行うものうち当該債務の保証の額」に該当すると考えて信用供与等の額から控除	政府保証付債券を担保とする場合の政府保証の取り扱いは、自己資本比率規制において当該債券を担保とする場合と同様と考えられます。

	してもよいか。	
57	信用供与等の額から控除される同一人自身の自行預金について、定期預金（担保にはしていないが、約定書において債務不履行の場合には相殺できる旨規定している）は同号の条件を満たすと理解してよいか。	定期預金が信用供与等の額から控除される自行預金に該当するかを判断するにあたっては、新告示第七条一項八号イからホまでに掲げる条件をすべて満たすかを個別具体的に検討していただく必要があるものと考えられます。
58	国債を担保に現金を借りる債券貸借取引の場合、担保として差し入れた国債については、信用供与等の算出の際に、現金の額を控除できるとの理解でよいか。	債券貸借取引等において、有価証券を差し入れる行為は信用の供与等として取り扱うものと考えられます。この場合、有価証券と引き換えに受け入れる現金が新告示第七条に該当する場合には、その額を当該信用の供与等の額から控除することが可能です。
59	「売現先勘定」、「債券貸借取引受入担保金勘定」に計上する取引に伴い有価証券等を担保として差し入れる行為は、告示第三条第一号に掲げるオフバランス取引として信用供与等の額の計測対象にするとの理解でよいか。 この場合の信用供与等の額の算出方法は、告示第四条に「自己資本比率告示の規定により算出される与信相当額とする」と書かれているが、算出にあたっては自己資本比率告示第六章第五節（第八十条以降）に記載されている信用リスク削減手法は用いないものと理解してよいか。 また、銀行法施行規則第十四条の二第一項に定めるものおよび告示第七条に定める「信用の供与等の額から控除される額」は、上記取引を含め、告示第二条、第三条に定めるオフバランス取引からも控除が認められるとの理解でよいか。	同様に、買現先取引等において、現金と引き換えに受け入れる国債等が改正銀行法施行規則第十四条の二第一項第五号及び新告示第七条に該当する場合には、その額を控除することが可能です。 また、信用の供与等の額から控除される額の算出にあたっては、自己資本比率告示第八十条以降に記載されている信用リスク削減手法は用いず、改正銀行法施行規則第十四条の二第一項各号に掲げる額を控除する必要があります。 なお、控除する国債等の額は、現行制度での取り扱いと同様に、時価評価された額となります。
60	買現先勘定に計上される現先やレポ取引の金額から控除できる受入担保は、施行規則第十四条の二に記載の預金等および国債・地方債等のみであり、社債や株式のレポの場合は、担保の金額を控除できず買現先勘定残高をそのまま計上するものと考えてよいか。 また、債券貸借取引に計上されるレポ取引（証券貸借取引）の場合も同様の取り扱いと考えてよいか。	

61	<p>債券貸借取引において債券を借り入れる側が差し入れた現金は「支払保証金勘定」に計理されるが、この行為は債券を担保にとって手元現金を運用することと同質であることから、告示「銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準」第 88 条・第 89 条での適格金融資産担保の扱いと同様に、借り入れた国債又は地方債の額を「支払保証金勘定」の額から控除して計算することができることを明確化していただきたい。</p>	
62	<p>有価証券レンディング取引において担保が付されている場合、クレジットリスク削減効果を考慮する取り扱いと考えるとよいか。 クレジットリスク削減効果が考慮される場合の担保は、自己資本比率規制にて定められる適格金融資産担保と同様の取り扱いと考えるとよいか。</p>	
63	<p>買現先勘定に計上される現先取引、および、債券貸借取引支払保証金勘定に計上されるレポ取引（証券貸借取引）から、施行規則第十四条の二第一項の国債・地方債や、告示第七条第一項第五号の債券を担保とする額は控除できるとされているが、控除できる金額は債券の時価評価額か（額面金額や、時価から一定のヘアカットを控除した金額でなくてよいか）。</p>	
64	<p>銀行法施行規則案第 14 条の 2 第 1 項第 5 号ロに「国債又は地方債を担保とするもののうち当該担保の額」とあるが、これについては債券の額面なのか時価なのかを明示されたい。</p>	

65	<p>「信用供与等の額の合計額から当該同一人に係る次の各号に掲げる額の合計額を控除して計算するものとする」とある。「次に掲げる額」の中に「国債又は地方債を担保とするもののうち当該担保の額」とあることから、デリバティブ取引等のCSA契約で受け取る担保（国債・地方債）については、自己資本比率計算上はリーガルオピニオンを取得していないためにネットティングを行っていない場合でもデリバティブ取引等にかかる信用供与額から控除できるという理解でよいか。また、逆にCSA契約で担保を差し入れる場合、信用供与額として計上する必要があるか。</p>	<p>リーガルオピニオンを取得しているか否かにかかわらず、CSA 契約において受け入れる担保等が改正銀行法施行規則第十四条の二第一項各号に該当する場合は、信用の供与等の額から控除が可能です。</p> <p>なお、CSA 契約における担保差入については、改正銀行法第十三条第一項に規定する信用の供与等に該当する限り、信用の供与等として取り扱うものと考えられます。</p>
66	<p>デリバティブ取引等のCSA契約において法的に有効であると判断した一括清算ネットティング条項がある場合は、自己資本比率計算上はリーガルオピニオンを取得していないためにネットティングを行っていない場合でも、信用供与額から控除可能か。</p>	
67	<p>デリバティブ取引の正の再構築コストによる信用供与の額から、受入れている現金等の担保を控除することができる。</p> <p>ただし、この反対サイドのケースでありながら、デリバティブ取引の差入担保（現金はオンバランス計上、代用有価証券はオフバランス）による信用供与の額から、（担保差入の原因となっている）負の再構築コストの額の控除は認められず、差入担保による信用供与の額のみを認識するという理解でよいか。</p>	<p>デリバティブ取引の負の再構築コストについては現行の改正案では控除が可能となっていないことから、ご指摘を踏まえ規定を修正いたします。</p>
68	<p>デリバティブ取引により発生した債務につき、取引相手方に担保を差し入れている場合（つまり、相対デリバティブ取引で評価損が発生し、CSAに従って相手方にVMを差し入れている場合）、相手方に差し入れているVM相当額が信用供与としてカウントされてしまう規定となっている。よって、「別紙18」の金融庁告示案第7条（信用の供与等の額から控除される額）などに、信用供与から控除できる額として「デリバティ</p>	

	ブ取引により生じた債務の純額」といった規定を追加することが必要である。	
69	告示第三条第一項第二号に掲げるスワップ等の取引に係る信用供与等の額は、同第四条に自己資本比率告示上の与信相当額と規定されているが、取引による与信相当額計算において、法的に有効なネットィング契約にもとづく取引間のネットィングは自己資本比率の与信相当額計算時と同様に行えるという理解でよいか。	信用の供与等の額から控除が可能な額として、自己資本比率告示第八十条以降の信用リスク削減手法は用いず、改正銀行法施行規則第十四条の二第一項各号に掲げるものに該当するものの額を控除することとなるものと考えられます。
70	銀行法施行規則第十四条の二第一項「・・・合計額から当該同一人に係る次の各号に掲げる額の合計額を控除して計算するものとする。」とあるが、控除項目として列記されているもので捕捉や集計が困難である項目は、控除しないことも許容されるとの理解でよいか。与信額の集計に控除項目を考慮せず集計したとしても、保守的な集計となるため。	貴見のとおりと考えられます。
71	銀行法13条第3項第1号、施行令4条第13項、告示第7条第1項第2号から (1) 国向け与信、および政府が保証している与信は適用しない (2) 地公体向け与信は適用しない (3) 施行令第四条第13項第1号または第2号で掲げる法人向け与信は適用しない、および同法人が保証している債務は控除できるとされていますが、地公体が保証している債務については控除することはできないのでしょうか？	地方公共団体が保証する債務については控除の対象となっておりません。
信用の供与先について		
72	信用供与の額の算出に当たっては、ルックスルーを行う必要はないと考えてよいか。	いわゆる「ルックスルー」については、今後、実務面での対応等を考慮しつつ、導入についての検討を継続する予定としており、今回の改正案では、特段の規

73	ファンド、証券化商品、信託受益権については、ルックスルーせず、表面上の投資先（信託勘定やSPC等）に対する与信とするのか。	<p>定を設けておりません。したがって、本規制上は原則として、信託・SPCについては個々の信託・SPC ごとに対する、ファンドについては直接信用の供与等を行っているファンドに対する信用の供与等として取り扱うこととなると考えられますが、本規制の潜脱となるスキームとなっていないかに留意が必要なほか、与信管理上、適切に管理を行う必要があるものと考えられます。</p> <p>なお、同一 SPC による裏付け資産が同一の異なるトランシェ等の合算は必要と考えられます。</p>
74	証券化商品の場合、発行会社ではなく、商品ごとに一つの信用供与先とする理解でよいか。	
75	投資信託、金銭外信託などで間接保有しているデリバティブ取引の与信相当額について、ルックスルーして計上する必要はないとの理解でよいか。	
76	有価証券信託で運用する場合、信託勘定の個々の裏付資産はルックスルーせず、個々の契約単位への信用の供与等として扱い、当該帳簿価額を信用の供与等の額とするとの理解でよろしいでしょうか。 上記理解と異なる場合は、その取扱いについてご教示願います。	
77	特定金銭信託/その他証券化商品等の証券化商品については、信託銀行本体/発行体企業等への与信への合算やルックスルーは行わず、各信託口（投資口）別に信用供与の額をカウントすると考えてよいか。	
78	<p>金融機関が特金勘定（特定金銭信託）で株式、公社債等を運用している場合には、「金銭の信託」として信用供与規制の対象となるが、受信者グループの範囲をどのように設定すべきか。以下の3つの方法が考えられるが、いずれの方法が適切か。また、金融機関の自主運用と委託運用のケースで違いは生じるか。</p> <p>（1）形式的に信託銀行向けの与信と考える方法</p> <p>（2）特金勘定をルックスルーする方法</p> <p>（3）特金勘定自体を、信託契約単位ごとに別個独立した受信者と考えて、自己資本と対比する方法</p>	
79	ファンド、特定金銭信託、証券化商品については、ルックスルーするのではなく、ファンド、証券化商品の銘柄単位にグループとするとの理解	

	<p>でよろしいでしょうか。</p> <p>この理解が正しい場合、ファンドや証券化商品を以下のような単位でグループとして合算する必要があるのでしょうか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ファンドの場合、マザーファンドがある場合にマザーファンド単位に合算する必要があるのか。</li> <li>・証券化商品の場合、裏付け資産が同一の同一回号で異なるトランシェを合算する必要があるのか。</li> </ul>	
80	<p>投資信託について、銀行がマザーファンドに出資し、そのマザーファンドが資金を複数のベビーファンドに振り分けて運用している場合、受信者はマザーファンドになる（ルックスルーは不要）という理解でよいか。</p>	
81	<p>金融機関が信託受益権で運用する場合、「買入金銭債権」として信用供与規制の対象となると考えられるが、受信者グループの範囲をどのように設定すべきか。以下の3つの方法が考えられるが、いずれの方法が適切か。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 原債務者に対する与信に加算する方法</li> <li>(2) オリジネーターに対する与信に加算する方法</li> <li>(3) 信託銀行に対する与信に加算する方法</li> </ul>	
82	<p>信託社債、SPC 発行の債券の信用供与は、担保債券等、実質的な信用供与先で集計すればよろしいでしょうか。</p>	
83	<p>ファンド、特定金銭信託等、信託社債のように信託勘定を用いた商品や、特別目的会社（SPC）発行の債券等の信用供与先については、信託勘定のある信託銀行や SPC に対する信用供与とは考えないという理解でよろしいでしょうか。</p>	
84	<p>金融機関が普通社債担保型の SPC 発行債を購入している場合には、「その他の証券」として信用供与規制の対象となるが、受信者グループの範囲</p>	

	<p>をどのように設定すべきか。以下の 2 つの方法が考えられるが、いずれの方法が適切か。</p> <p>(1) ルックスルーする方法 (普通社債向けの与信と考える)</p> <p>(2) SPC 自体を、購入契約単位ごとに別個独立した受信者と考えて、自己資本と対比する方法</p>	
85	<p>外為証拠金取引の信託保全が規制対象である場合、特定金銭信託/その他証券化商品等の証券化商品と同様に、信託銀行本体等への与信への合算やルックスルーは行わず、各信託口別に信用供与の額をカウントすると考えてよいか。</p>	
86	<p>株式を単独運用指定金銭信託契約、特定金銭信託契約又は投資一任契約等により運用した場合について、個々の裏付資産はルックスルーせず、個々の契約単位への信用の供与等として扱い、当該帳簿価額を信用の供与等の額とするとの理解でよろしいでしょうか。</p>	
87	<p>株式、国債、ETF、JREITを保有又はレポ・リバーズレポ取引をした場合の取扱いについて、個々の裏付資産はルックスルーせず、個々の契約単位への信用の供与等として扱い、当該帳簿価額を信用の供与等の額とするとの理解でよろしいでしょうか。</p> <p>上記理解と異なる場合は、その取扱いについてご教示願います。</p>	
88	<p>投資信託受益証券及びETF (以下、ファンドという。) を保有した場合の取扱いについて、個々の裏付資産はルックスルーせず、個々のファンドへの信用の供与等として扱い、当該帳簿価額を信用の供与等の額とするとの理解でよろしいでしょうか。また、複数のファンドを保有する場合においても、個々のファンドへの信用の供与等を 1 つの単位とするとの理解でよろしいでしょうか。</p> <p>上記理解と異なる場合は、その取扱いについてご教示願います。</p>	

89	<p>CBリパッケージローンやクレジットリンクローンなどのデリバティブ内包型仕組貸出（仕組債）の受信者は誰か。直接の与信先である信託銀行の信託口やSPCか、それとも参照組織（CB発行体やCDS参照企業）か。</p>	
90	<p>クレジットリンクローンなどデリバティブ内包型の仕組貸出・仕組債について、デリバティブ部分は銀行が契約当事者ではないため、信用供与として計上する必要はないという理解でよいか。</p>	
91	<p>金融機関が、発行体とは異なる参照組織に基づくクレジットリンク債を購入する場合、CDSのプロテクション売りの部分は、オフバランス取引となると考えられるが、信用供与額の算出方法としては、自己資本比率告示に基づくカレントエクスポージャー方式等の算出方法でいいのか。</p>	
92	<p>ルックスルーについて、不要である旨はどこかに明記されないのでしょうか？</p>	
93	<p>銀行がその固有勘定で他の信託銀行の固有勘定に対して信用の供与等を行う場合、当該信用の供与等と当該他の信託銀行の信託勘定における証券投資信託に対する為替取引等とを、大口信用規制上合算する必要はないとの理解で良いか。</p>	<p>銀行が行う他の信託銀行等の銀行勘定に対する信用の供与等と信託勘定に対する信用の供与等は、当該信託勘定に係る信託が金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第六条の規定により元本の補填の契約をしている金銭信託でない限り、合算して管理をする必要はないと考えられます。</p>
94	<p>銀行がその固有勘定で他の信託銀行の固有勘定に対して信用の供与等を行う場合、当該信用の供与等と当該他の信託銀行の信託勘定における証券投資信託に対する為替取引等とを、大口信用規制上合算する必要はないとする場合、当該為替取引等を「同一人（当該他の信託銀行）に対する信用の供与等」として合算する必要はないとの理解で良い場合、信用の供与等の対象は証券投資信託であり、大口信用規制上、個々の証券投資信託に対する信用の供与等（例えば、為替取引とデリバティブ取引等）について合算すれば足りる、との理解で良いか。</p>	<p>個々の信託に対する信用の供与等についても同様に、当該信託が元本の補填の契約をしている金銭信託でない限り、個々の信託に対する信用の供与等を合算して管理する必要はないと考えられます。</p> <p>なお、信託銀行等が受託者として行う、個々の信託からの信用の供与等は、当該信託が元本の補填の契約をしている金銭信託でない限り、本規制上、信託銀行等が行う信用の供与等に含まれないものと考えられます（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令（平成五年政令三十一号）第十二条）。</p>

	当該為替取引等にあたって当該銀行と当該他の信託銀行との間に（当該証券投資信託の信託財産のみを責任財産とする）責任財産限定特約が存在するか否かで結論が異なるか。	
95	銀行がその固有勘定で、証券投資信託の受託者としての他の信託銀行（すなわち証券投資信託の信託勘定）を相手方として為替取引（外国為替予約）等を行う場合、当該証券投資信託が複数あったとしても、当該複数の証券投資信託に関して当該他の信託銀行は「同一人」に該当せず、当該為替取引等が合算されて「同一人に対する信用の供与等」と取り扱われることはないとの理解で良いか。	
96	投資信託受益証券等の購入は、受託者たる信託銀行（銀行勘定）への信用の供与等に該当しないとの理解でよろしいでしょうか。	
97	信託口が貸出金を他の金融機関への預け金や、他社への出資等により運用する必要があるが、それらの金融機関・会社への他の与信と合算することは不要との理解でよいか。	
98	金銭の信託について、信託銀行の信託口を一つの信用供与先とし、当該信託銀行への他の与信との合算は不要との理解でよいか。	
99	金融機関から元本補填なし信託に対する信用供与等は、投信や SPC に対する信用供与等と同様に、当該元本補填なし信託自体を 1 つの信用供与先として与信管理すれば良いとの理解で良いか。 つまり、信託 ABL など金融機関による元本補填のない信託に対する信用供与等は、当該金融機関から当該信託銀行の銀行勘定や他の信託に対する信用供与等とは合算しないとの理解で良いか。	
100	信用供与規制における金融機関向貸付について、貸付先金融機関が信託銀行である場合、当該金融機関の信託勘定への貸付けは、当該金融機関の銀行勘定への貸付と区別され、同一人への貸出とならないことを確認	

	<p>したい。</p> <p>なお、信託勘定は契約により、貸付資金の使用が限定されており、銀行勘定への流用はしない契約となっています。</p>	
101	<p>信託銀行の信託口が受信者となる場合、当該信託銀行への他の与信（信託銀行自体への与信や他の信託口への与信）との合算は不要との理解でよいか。</p>	
102	<p>有価証券信託における委託行為は、信託銀行（銀行勘定）への信用の供与等に該当しないとの理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>貴見のとおりと考えられます。</p>
103	<p>金銭の信託における委託行為は、受託者たる信託銀行（銀行勘定）への信用の供与等に該当しないとの理解でよろしいでしょうか。</p>	
104	<p>銀行がJ-REITに出資している場合、当該投資法人への貸出金や銀行が保有する当該投資法人債と合算管理するという理解でよいか。</p>	<p>同一人自身に対する信用の供与等の額は同一人自身が法人である場合、原則、当該法人に対する信用の供与等の額を合算して管理する必要があります。</p>
105	<p>SPCが受信者となる場合、当該SPCへの他の与信との合算は不要との理解でよいか。</p>	
106	<p>自己資本比率告示第一条第二号、第十六号が規定する「証券化エクスポージャー」と、そのオリジネーターたる銀行から、発行体に対する証券化エクスポージャー以外の与信を合算する必要はないと考えてよいか。</p>	
107	<p>貸出参加契約（いわゆるローン・パーティシペーション）や指名債権譲渡（第三者対抗要件、債務者対抗要件留保扱いのもの）について、原債権者（譲渡金融機関）から債権の譲渡を受けた金融機関は誰あての与信（原債権者、原債務者、両方）と考えればよいか。</p> <p>これらについては、貸借対照表上は債務者に対する貸出金として計上。一方、自己資本比率規制上は、債務者の信用リスクアセットに加え、原債権者の信用リスクアセットを足し上げて算出している。</p> <p>また、債権を譲渡した原債権者の金融機関については、債務者への信用</p>	<p>本規制上、ローン・パーティシペーションについては、日本公認会計士協会の「ローン・パーティシペーションの会計処理及び表示」（会計制度委員会報告第3号：平成7年6月1日公表）に基づき、原債権にかかる信用リスク等が参加割合についてすべて参加者に移転することとなる場合、参加者は、当該参加割合については原債務者に対する信用供与等として取り扱うこととなり、原債権者は原債務者に対する信用供与等として取り扱う必要はないものと考えられます。</p> <p>なお、指名債権譲渡については、債権譲受人において債務者に対する信用の供</p>

	供与額から控除することになるという理解でよいか。	与等として取り扱うことになるものと考えられます。
108	<p>ローン・パーティシペーション（以下、ロンパ）については、原債務者・原債権者双方の信用供与の額に加算する必要があるのでしょうか？また、指名債権譲渡（サイレント）については原債権者の信用供与の額には加算する必要は無いという解釈で良いのでしょうか？</p> <p>前者については原債務者・原債権者双方に信用リスクを有しており、双方に加算するとしてもその主旨は理解できます。一方、後者については債務者対抗要件を具備でき、回収委任も解除できるなどロンパと比べて信用リスクが異なること、また自己資本比率規制においても、原債権者（金融機関等）にリスク認識しているのは相殺リスク（希薄化リスク）のみであり、貸出金全額を双方にリスク認識しているわけではないことから双方の信用供与の額への加算は不要と考えております。</p>	
109	銀行が貸出金や証拠金を取引先の他行口座に入金した場合、これは取引先への信用供与であり、入金先の他行への与信（預け金）としては認識する必要はないとの理解でよいか。	当該与信は、当該銀行の貸借対照表において当該他行への信用の供与等として預け金勘定等に計上されないのであれば、当該他行への信用の供与等として認識する必要はありません。
110	A銀行は、B企業に融資を行い、当該融資を同日に自己信託したうえで、これにより取得する信託受益権を同じく同日に第三者であるC金融機関を含む複数の金融機関に全額譲渡した場合、C金融機関は、譲り受けた信託受益権を買入金銭債権勘定に計上するが、この場合、C金融機関にとって、銀行法第13条第1項本文の同一人に対する信用の供与等は、自己信託により設定された当該信託（ファンド）を対象としたものであり、(1) A銀行に対する信用の供与等ではなく、(2) B企業に対する信用の供与等でもない、という理解で良いか。	本規制上は、当該信用の供与等については、当該信託に対する信用の供与等として取り扱うことになるものと考えられます。
111	「買入金銭債権勘定」としては、従来のCPのほかにもどんな取引が計上されるか。一括ファクタリングも該当するか。該当する場合、誰向けの与	買入金銭債権勘定に計上されるものとしては、信託受益権証券等が該当すると考えられます。

	信（納入企業、支払企業）と考えればよいか。	<p>なお、ファクタリングについては、内容に応じて計上される勘定が異なるものと考えられますが、買入金銭債権勘定に計上される場合には、主たる債務者に対する信用の供与等として取り扱うことになるものと考えられます。</p> <p>ただし、債権の譲渡人に遡求できる場合であって実質的に債権の譲渡人に対する信用の供与等と見られるときは、債権の譲渡人に対する信用の供与等として認識する必要があります。</p>
112	投資信託受益証券等の購入は、運用委託会社への信用の供与等に該当しないとの理解でよろしいでしょうか。	貴見のとおりと考えられます。
適用除外について		
113	高速道路株式会社の発行する債券の取扱いについて高速道路株式会社の発行する債券は、会社法に基づく社債であるものの、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条に従って道路会社債の債務を道路機構が継承するため、最終的には独立行政法人の債券になる特性があります。こうした特徴を持つ道路会社債について発行時は大口信用供与等規制の対象となり、道路機構へ債務が引き渡された場合に大口信用供与等規制の対象外となる認識で良いのでしょうか。	貴見のとおりと考えられます。
114	銀行法施行令第四条第十三項第一号および第二号に規定する信用の供与等については、自己資本比率規制告示の規定におけるリスク・ウェイトに関わらず、本規制の適用除外と理解してよいか。	貴見のとおりと考えられます。
115	「銀行その他の金融庁長官が定める者に対する債権債務の決済が同日に行われるものを除く」とは、預け金の日中残高が一時的に限度額を超過しても同日中に解消すれば規制に抵触しないと理解してよいか。	貴見のとおりと考えられます。
116	適格中央清算機関の間接清算参加者である場合における直接清算参加者向けの信用供与のうち、清算業務に係るもの（自己資本比率告示第270条の2第1項第2号の要件を満たすもの）についても、改正規則附則第	貴見のとおりと考えられます。

	2条第2項の規定の対象になるという理解でよいか。	
117	全国銀行資金決済ネットワークに差し入れている有価証券担保については、自己資本比率規制と同様に適用除外と考えてよいか	貴見のとおりと考えられます。
118	経過措置に定める「当分の間」は、現時点では、国際規制の導入が予定されている2019年までの猶予を念頭に置いていると考えてよいか。	改正銀行法施行規則の附則に規定する「当分の間」は、貴見のとおり、現時点においては平成31年までの間が想定されております。
119	今般の銀行法施行令案中、銀行法第13条第2号「信用の供与等を行う銀行又はその子会社等と実質的に同一と認められる者に対する信用の供与等その他の政令で定める信用の供与等」にいう相当する記載が見当たらないので、どこに記載されているかご教示賜りたい。また、規定がないのならその合理的理由を示されたい。	ご意見のあった条文については、法律制定時において、下位法令が制定されるまでには国際議論が終結する予定となっていたため法律において規定しました。しかしながら、現時点において、当該事案に係る国際議論は終結しておらず、引き続き検討することとされているため、金融機関のグループ内与信にかかる対応方針が確定していないことから、今回改正においては、改正銀行法第十三条第三項第二号に規定する信用の供与等について、改正銀行法施行令に規定を設けておりません。
信用の供与等の限度額超過時の承認等について		
120	<p>資産管理信託銀行は、各信託銀行の業務の合理化（複数の信託銀行が受託する有価証券等の集約管理による規模の利益を活かしたコスト削減）及び業務の提供改善の方法（高度な資産管理サービスの提供）を目的とする経営方針に基づいて、設立されている。</p> <p>そして、資産管理信託銀行は、「資産管理の器」として、自己資本と比して資産規模が大きいという特質を有し、余資については、母体となった各信託銀行に対する信用供与等により、運用を行うケースがある。</p> <p>かかる実態を踏まえるとき、銀行の経営の健全性を害するおそれ及び預金者等の保護に欠けるおそれが少ない場合において、仮に母体となった各信託銀行に対する信用供与等が信用供与等限度額を超えてしまう場合、これのみを理由に、信用供与等先を複数に分けなければならないとすれば、規制の趣旨に照らしても不合理と思われ、大量の余資を小さい</p>	個別具体的な事案に即して判断することとなりますが、ご指摘の与信については、信用の供与等の限度額の超過を承認する場合もあり得るものと考えております。

	<p>限度額で分散投資するには放出先に限界があることもあり、運用効率性を大きく損ねることにもなりかねない。</p> <p>資産管理信託銀行が信用供与等限度額を超えて母体となった各信託銀行に対し信用の供与等を行わないこととなれば、業務の合理化・業務提供改善の方法といったそもそもの経営方針の履行に支障を生じるおそれがある事態ともなることから、施行規則第14条の3第2項第3号の「やむを得ない理由」として、個別承認の申請の対象となりうるものと考えられるが、その理解で良いか。</p>	
121	<p>本改正に伴い、信用供与等限度額を超えることとなる受信者グループについて、当該受信者グループの債権の返済期限が到来するまでの間の超過については、改正銀行法附則第13条第1項における「施行日から一年を経過する日後も引き続き信用供与等限度額を超えて当該信用の供与等をしていないこととすれば当該同一人の事業の継続に著しい支障を生じるおそれがある場合」に該当するとの理解でよいか。</p>	<p>信用の供与等の限度額の超過に係る承認の可否については、個別具体的な事案に即して判断する必要があると考えられます。</p>
122	<p>信用供与等限度額を超過した場合の対応について以下のような一時的・短期の超過事象が発生したが、貴庁報告までに既に治癒した場合は、具体的にどのような手続が必要か、ご教示いただきたい。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 急激な為替変動により、外国為替関連エクスポージャーが一時的に増加し法令限度を超過した後、翌日、為替が従来水準に戻り超過解消するケース</li> <li>2. 外国他店預け勘定に予定外の入金が発生したが、決済処理や出金により翌日までに超過解消するケース</li> </ol>	<p>個別具体的な事案によっては事後に承認ができる場合もあり得るものと考えておりますが、一時的・短期の信用の供与等についても適切に管理いただく必要があります。</p>

123	<p>銀行法施行規則案第14条の3第2項第3号にいう「その他金融庁長官が適当と認める止むを得ない理由」については、規定があまりにも抽象的すぎ、「裁量行政」の懸念がある。「やむを得ない理由」の具体例として、例えば「経過措置として、満期がある有価証券や貸出金などは除外する」といった規定を追加すべきである。</p>	<p>改正銀行法施行規則第十四条の三第二項第三号に規定する、信用の供与等の限度額超過時の承認理由については、WGの議論において、「個別に適用除外とすることが可能となるよう、バスケット条項を設けることが適当」とされたことを踏まえたものです。</p> <p>なお、平成26年8月11日に公表した「主要行等向けの総合的な監督指針」等の改正案において、銀行法第十三条第一項ただし書の承認をする場合について例示しております。</p>
<p>信用の供与等の限度額算定の基準となる自己資本等の考え方について</p>		
124	<p>国内基準行にバーゼル3が適用されるに際し、自己資本については経過措置勘案後である旨のパブリックコメント回答（26年3月28日）がございましたが、本規制改正後も引続き有効であるとの認識で良いのでしょうか？</p>	<p>バーゼルⅢに基づく自己資本比率規制にかかる経過措置については、今回改正後の本規制においても適用されるものと考えられます。</p>
125	<p>「合算関連法人等から除かれるもの」の基準について、「自己資本比率告示第37条の算式における自己資本の額」の百分の五とあるが、この場合の自己資本の算出において、経過措置（バーゼルⅢに基づく自己資本比率規制に係る経過措置）は適用されるのか。</p>	
126	<p>信用の供与等の額が百分の五に満たないものの基準となる自己資本額については、「銀行法施行規則第十四条の二第二項の規定に基づき銀行法第十四条の二第一号に掲げる基準に従い算出される自己資本の額に必要な調整を定める件（平成10年金融監督庁・大蔵省告示第31号）」と同様に、バーゼルⅢに基づく自己資本比率規制に係る経過措置を適用して算出するとの理解でよいか。</p>	

127	<p>告示第一条第一項第三号もしくは第四号または第二項第三号において規定する合算関連法人等から除外される者は、銀行および銀行連結の場合は銀行連結のTier 1資本の額の5%未満、銀行持株会社の場合は銀行持株会社のTier 1資本の額の5%未満の者という理解でよいか。</p>	<p>貴見のとおりと考えられます。</p>
<p>その他</p>		
128	<p>大口信用供与規制の報告基準は、受信者グループ合算の与信上限引下後も変更はないとの理解でよいか。</p>	<p>本規制の遵守状況に関してご報告いただく内容については見直しを予定していません。</p>
129	<p>本件改正案は、大規模なメガバンク等であっても、小規模な金融機関であっても、一律に大口信用供与等規制を強化しています。</p> <p>しかし、全世界を対象として業務を行っている大規模なメガバンク等と異なり、特定の狭い地域において業務を行っている小規模な金融機関の場合、特定の受信者グループに対する信用供与等の比率が高くならざるを得ない場合もあるのではないかと思います。</p> <p>したがって、業務を行う地域や規模の大小による不衡平を避け、業務を行う地域や規模が小さい金融機関の正当な業務を阻害しないようにするため、業務を行う地域や規模が小さい金融機関に対して例外措置を設ける等の配慮をするべきだと思います。</p>	<p>貴重なご意見として承ります。</p>

130	<p>2012年12月に成立した安倍晋三政権は、日本国の抱える問題点が「デフレ圧力」にあると見抜き、緩和的な経済政策と機動的な財政政策、そして構造改革という「三本矢」を通じて、いわゆる「アベノミクス」を成功させることを至上命題としているはずである。しかし、改革が重要な局面を迎えている中、前政権時代の金融担当大臣による諮問をベースとした報告書に沿った形で大口信用供与等規制を強化することは不適切である。また、2013年1月28日付ワーキング・グループ報告書等に記載されている、大口規制強化の動機が「IMFのFSAP（金融セクター評価プログラム）においても規制の強化が求められている」などとされているが、日本は主権国家であり、IMFに言われたから規制を強化するというのは主権を放棄しているのと同義である。</p> <p>日本に現在必要なのは銀行に対する信用供与規制の強化ではなく緩和である。その意味で、今回の金融庁による規制強化はアベノミクスに正面から逆行するものと言わざるを得ない。</p>	<p>貴重なご意見として承ります。</p>
131	<p>CP・公募社債については、従来、経過措置として大口信用規則の適用外とされていたが、国際的に規制対象となっている点や、信用悪化時に転売可能性が低下すること等により、今般規制対象となったと認識している。企業の主要な調達手段であるCP・社債について、大口信用規制の改正を踏まえ、投資家（金融機関）の投資姿勢にも変化が生じてくると考えている。特に、わが国のCP・社債の保有者構造を見ると、米国に比べ、本邦のCP・社債市場の投資家は、金融機関（銀行）のプレゼンスが大きく、今般規制改正の影響は相対的に大きいと見られる。</p> <p>一方、金融機関（銀行）のバランスシートを介在させずに資金を調達するという直接金融（CP・社債）の意義に鑑みると、わが国の長期的な施策として、金融機関以外の社債の買い手を増やす施策を粘り強く実施し</p>	<p>貴重なご意見として承ります。</p>

<p>ていくことが求められる。具体的には、証券決済制度含めた、本邦社債市場のインフラの整備等により、社債の流動性を高め、投資家が与信調整をスムーズにできる市場を整備するとともに、アセット・マネジメント等の新たな投資家層が参入・拡大を促す努力が同時並行的に行われる必要があると考える。</p>	
---	--

信用金庫法施行令等関係	
受信者合算の範囲について	
1	<p>施行規則第113条の3で定める「当該同一人自身を合算子法人等とする法人等に準ずる者」として、「会社である同一人自身（…）であって、連結財務諸表提出会社（…）である者又は当該同一人自身を合算子法人等（…）とする連結財務諸表提出会社である法人等（…）の親会社（…）とする。」とあるが、連結財務諸表提出会社である同一人自身（会社）を連結対象外としている親会社又は当該同一人自身を合算子法人等とする法人等（連結財務諸表提出会社）を連結対象外としている親会社を指しているという認識でよいか。</p>
2	<p>「同一人自身の破綻によりその合算関連法人等が連鎖的に破綻する見込みがないことが明らかであるもの」とは具体的にどのようなケースを想定しているのか。</p>
3	<p>信用金庫法施行令第11条第1項本文で定める「受信合算対象者」は、決算後に公表されるディスクロージャー誌等で定期的に確認のうえ取り扱うことで差し支えないか。また、同一人自身が非上場会社の場合は、ディスクロージャー誌等を作成していないことから、当該同一人自身に対してヒアリング等をして得た情報を基に、受信合算対象者を決定してよいか。</p>
信用の供与等の額から控除して計算するものについて	
4	<p>「自己資本比率告示第2条又は第11条の算式において調整項目の額とされる額」については、信用の供与等の額から控除して計算することとされているが、少数出資金融機関等の対象普通出資等の額（少数出資に</p>

	係る10パーセント基準額を控除した額) など、複数先に対する信用供与等が合算されている場合は、1先に対する調整項目の額はどのように計算すればよいか。	
信用の供与先について		
5	「買入手形」は、仲介会社の短資会社ではなく、資金の取り手である金融機関に対する信用供与等として見ることで差し支えないか。	中間の関与者（ご質問の事例の場合は仲介会社）が、手形の裏書人としての二次的な責任を負うに過ぎない場合又は裏書人としての責任を負わない場合については、振出人に対する信用の供与等として認識するものと考えられます。
6	「金銭の信託」は、投資顧問会社を経由する場合も含めて、受託者（信託銀行）への信用供与等ではなく、商品ごとへの信用供与等として商品ごとに限度額管理をするということに差し支えないか。	貴見のとおりと考えられます。
7	「その他の証券」中の投資信託は、当該商品ごとに限度額管理をするということに差し支えないか。	
8	金融機関のラダーファンドなどのファンドオブファンズを保有している場合で、同一のマザーファンドを基とするベビーファンドを複数保有していたとしても、マザーファンドへの信用供与等として合算して限度管理を行うのではなく、ベビーファンドごとに限度額管理をするということに差し支えないか。	ファンドについては、本規制上は原則として、直接信用の供与等を行っているファンドに対する信用の供与等として取り扱うこととなると考えられますが、本規制の潜脱となるスキームとなっていないかに留意が必要なほか、与信管理上、適切に管理を行う必要があるものと考えられます。
適用除外について		
9	リスク・ウェイト0%である外国政府等の債券のみで構成されている投資信託については、当該債券と同様に、大口信用供与等規制の適用対象外とみて差し支えないか。 また、投資信託について、リスク・ウェイト0%である外国政府等の債券とその他の公社債等で構成されている投資信託の場合、投資信託の保有額からリスク・ウェイト0%である外国政府等の債券の構成割合を除いた額を信用供与等額としてみて差し支えないか。	いわゆる「ルックスルー」を行わないことから、投資信託等の保有額から、信用の供与等の額から控除して計算することが可能な債券等の額を除外することはできません。

その他		
10	<p>管理体制について、実態として信用供与等限度額を超えないようにするために十分な把握・管理がなされていれば、例えば、取引状況等から明らかに限度額を超えていない同一人に関する受信者合算の対象範囲や信用供与額の（信用供与額から減額されるものの額やこれらの控除後の信用供与額等）を一時点において網羅して把握していないこと等をもって直ちに法令違反または内部管理体制の不備とはしないなど、監督・検査等にあたっては十分にご配慮いただきたい。</p>	<p>一時点において同一人の範囲や当該同一人に対する信用の供与等の額を把握していないことが法令違反になるものではなく、内部管理態勢としても信用供与等限度額を超えないようにするための適切な管理をすることで足りるものと考えております。</p>
11	<p>「資金清算機関等に対するエクスポージャーのうち、資金清算機関等への預託金又は担保の差入れにより生ずるもの」を信用供与等の額から除くことを規定した告示は、当該告示の拠り所としている自己資本比率告示第27条第3項第3号は、信用金庫が適用していない国際統一基準（連結自己資本比率）の規定であることから、本告示の拠り所を信用金庫が適用している国内基準の条文（自己資本比率告示第8条第3項第3号又は第16条第3項第3号）に見直した方が適当ではないか。</p>	<p>当該規定は平成十八年金融庁告示第二十一号第二十七条第三項第三号の内容を引用しているものであり修正は不要であると考えます。</p>

協同組合による金融事業に関する法律施行令等関係

信用の供与等の範囲について

1	<p>信用供与等の範囲に新たに「預け金勘定」が追加となったが、信用組合では、銀行間の資金決済は主要行や地元の地方銀行に委託し、代理交換による手形決済を当該地方銀行の口座「預け金勘定」を通じて行っている。</p> <p>また、信用組合は日本銀行との取引がないことから、本支店間の現金融通についても主要行や地元の地方銀行を通じて、手配を行っている。こうした業務を「預け金勘定」で行っていることから、一定の残高を確保する必要があるため、「預け金勘定」のうち、決済等に係る残高については、規制対象とはせずに対象除外としていただきたい。</p>	<p>今回の信用の供与等の範囲にかかる改正は、WGの議論や国際基準において、原則としてオン・バランス取引及びオフ・バランス取引の全ての取引を規制対象とするとの議論を踏まえたものであり、WGの議論や国際議論の中で規制の対象外とされた信用の供与等（インターバンク取引のうち日中取引）や、国際議論が継続されることとなった一部の信用の供与等（適格中央清算機関向けの清算業務に係るもの、コール・ローン）等に該当せず、自己資本比率規制上の信用リスク・アセット額を算出することを要する取引は、信用の供与等として取り扱うものと考えられます。</p> <p>なお、個別具体的な事案によっては信用の供与等の限度額超過に伴う承認の対象となり得るものと考えられます。</p>
2	<p>「金融機関に対する債権債務の決済が同日に行われるものを除く。」とされているが、「預け金勘定」において、例えば組合名義の口座に一括で給振資金が前日入金され、翌日に個人の給振口座に振り込まれるといった取引の場合、オーバーナイトで規制に抵触することがあるが、決済が同日に行われるものに準ずる取引と思われるので、こうした一定期間（休日などを含む）の取引については除外していただきたい。</p>	
3	<p>「預け金勘定」のうち、普通預金（全信組連以外）については、日常的に業務遂行上必要不可欠に利用しているため、除外していただきたい。</p> <p>除外できない場合は、「コールローン勘定」と同様に「当分の間適用しない」等の経過措置等による配慮をしていただきたい。</p>	

信用の供与等の限度額超過時の承認等について	
<p>4 手形を代理交換方式で行なっている場合などでは、全店舗がそれぞれ地元の同一銀行の最寄支店に口座を保有し決済に利用しているため常に一定の残高があり、支店ごとの口座残高を合計すると大口信用供与等規制に抵触することも考えられる。この様なケースにおいて、数日でも大口信用供与等限度額を超過することは許されず、日々全支店の残高推移を把握し1日の例外もないよう管理するには負担が大きい。</p> <p>また、この様な資金は、金融機関間における決済用の「預け金」という性質を考慮すると、健全性に支障が生じないと認められ「やむを得ない理由」に該当すると考えることが妥当ではないか。解消計画・報告ともに不要あるいは、超過金額を把握する目的で残高報告のみ要するという取扱いも可能と思われる。</p>	<p>ご指摘の事情については個別具体的な事案に即して判断する必要があることから一律に適用除外とすることや監督指針に規定することは致しませんが、事案によっては当該信用の供与等の限度額の超過を承認する場合もあり得るものと考えられます。</p>
<p>5 有価証券のうち債券については、保有目的ごとに区分保有することとなっており、「満期保有目的債券」については会計上売却ができないことになっている。こうした債券保有について、その保有目的に関わらず、施行日において信用供与等限度額を超過している場合、やむを得ない事情により、引き続き保有し続けることが認められるものとしていただきたい。</p>	
<p>6 主要行への「預け金」のうち、デリバティブが組み込まれた仕組預金について、期限前に解約した場合、違約金の発生が予見されることからやむを得ない事情により、引き続き保有し続けることが認められるものとしていただきたい。</p>	
<p>7 信用組合は日本銀行との直接取引（当座預金口座）がないことから、系統中央機関である全信組連が現金手配や代理交換を受託することで、各信用組合の業務を補完しているが、全信組連の支店がない遠隔地等にお</p>	

	<p>いては手が届かない場合もあり、信用組合によっては地元の地銀等に依頼することで業務遂行しているケースがある。</p> <p>こうした実情の中、不測の事態に備える意味でも地元地銀の普通預け金口座には相当額を積む必要があるほか、良好な取引関係を維持するためにも定期預金等の預入は必要不可欠であり、これらを取り崩す場合は将来的に取引関係が薄くなってしまいうことで、業務手数料の優遇等に影響が出ることも懸念される。</p> <p>これら日銀取引がない等の業態特性に鑑み、現金手配・決済業務等に支障が出ないように、関係性の深い地元金融機関取引は適用除外とすること、もしくは監督指針等で特例承認する要件への追加を要望する。</p>	
信用の供与等の先の判断について		
8	<p>仕組債のうち、銘柄名が証券会社となっており、参照債券等が事業会社等のクレジットや事業債のリパッケージとなっている商品について、合算範囲はどのように判断するのか。</p>	<p>いわゆる「ルックスルー」を行わないことから、商品の発行体に対する信用の供与等とし、当該発行体の資本関係等により同一人の合算範囲を検討することになります。</p>
信用の供与等の額から控除して計算するものについて		
9	<p>投資信託をルックスルーしないとすれば、ファンドに含まれる国債、地方債の取扱いは、ファンドの残高から除外できないと理解してよろしいか。</p>	<p>貴見のとおりと考えられます。</p>
10	<p>自己資本比率告示の算式において調整項目とされる額に関し、既に自己資本額から控除（損失処理）していることから信用供与の額から控除されると理解している。</p> <p>各エクスポージャーに紐付けされている個別引当金計上額についても、調整項目同様に自己資本控除済みであることから、信用供与の額から控除される額に含めるべきではないか。</p> <p>また、信用リスクの移転（付け替え）を考慮する必要のない不動産など</p>	<p>貸出金については現行制度においても信用の供与等の範囲とされており、その取り扱いについては現行制度と同様としております。</p>

	<p>の物的担保については、債権毀損時に自己資本への影響を軽減させる効果があることは明らかであることから、監督指針等において一定の掛目のもとリスク削減効果を認めるべきと考える。</p>	
<p>その他</p>		
<p>11</p>	<p>信用組合の取引先の大宗を占める小規模事業者は全国で 330 万社にのぼり、地域経済に重要な役割を果たしているが、人口減少トレンドや長きにわたる経済の低迷という構造変化に直面している。</p> <p>こうした中、小規模事業者に焦点を当てた「小規模企業振興基本法」の成立や、第二次安倍内閣における地方創生担当大臣の設置など、地域経済および小規模事業者を支える社会的気運が高まっており、信用組合および全信組連としても、引き続きこれに積極的に取り組む必要がある。</p> <p>これら取組みにおいて、今般の大口信用供与規制が大きな障害とならないよう、施行から 1 年経過後の特例承認については柔軟かつ弾力的な対応をお願いするとともに、併せて、バーゼル委員会の大口エクスポージャー規制が導入される 2019 年 1 月までの間は、経過期間として特に柔軟に対応すべきと考える。</p>	<p>貴重なご意見として承ります。</p> <p>なお、信用の供与等の限度額の超過の承認は個別具体的な事案に即して検討することとなるものと考えられます。</p>